

## 第2回高齢者施策推進委員会に対する質問・ご意見

|   | 質問・ご意見   | 区の取組状況   |
|---|--|--|
| 1 | <p>第2章の4「介護保険給付の状況」(9～11頁)によれば、「施設サービスは、減少傾向にある」とされている一方で、区内でも「サービス付き高齢者向け住宅」が増えているように思われる。利用できる住まいやサービスの選択肢が増えているという意味では評価できる反面、公的サービスのあり方が問われているのではないかと。こうした「サービス付き高齢者向け住宅」の利用者の実態が十分把握されているか。またその実態を踏まえ、区として今後どのような対応が検討されているか、あるいは検討が考えられているか。</p> | <p>サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）については、中央区有料老人ホーム等設置運営指導要綱に基づき事業者から協議を受けることにより、定員、職員配置、サービス提供、入居契約等の内容は把握していますが、入居者のうち介護サービスを受けている人の割合などの実態は掴んでおりません。</p> <p>サ高住は住宅であり、仮にそういう人が多ければ在宅療養のニーズが高いということになります。</p> <p>施設サービスの減少はサ高住の整備増によるものではなく、会議の場でも回答したとおり、新型コロナの影響により入居を見合わせる傾向があること及び在宅療養支援の成果が上がっていることが考えられます。</p> <p>区としては引き続き在宅療養支援に取り組んでいく一方、高齢者の住宅施策としてサ高住の整備促進に努めていきたいと思っております。</p> |
| 2 | <p>各おとしより相談センターは本来業務以外の一般相談を対応している。また、区のだの課に相談しても担当できないと回答があり、当方で対応しているケースもある。福祉総合相談窓口は、このような現実を踏まえた上で、どのような方々が相談支援包括化推進員として活動されるのか。</p>   | <p>福祉総合相談窓口（仮称）は、生活困窮に関する相談やひきこもり、その他複雑化・複合化した困りごと等の相談に対応することを想定し、人員配置については中央区社会福祉協議会への委託を含め検討しているところです。</p> <p>相談は年齢や障害の有無、属性等に関わらず、福祉に関する課題を抱えたすべての方を対象とし、相談先がわからない方、制度の狭間の課題を抱えた方にも対応する予定ですが、手続きのワンストップを目指すものではなく、課題を整理し、関係機関と連携しながら適切な支援につないでいく体制となります。</p> <p>また、相談支援包括化推進員は、福祉総合相談窓口（仮称）とは別に、相談窓口を持つ区の各所属の係長級職員が担う役割であり、令和2年度から継続している取組になります。</p>                                |

|   | 質問・ご意見   | 区の実施状況   |
|---|--|--|
| 3 | <p>第2章「高齢者を取り巻く状況」について、介護度別の推移だけではなく、例えば「視力の低下による日常的な行動に困難が生じて介護度が上がった」「認知症の症状が悪化し、服薬や金融関係の管理が難しくなった」など具体的なデータを取ることでさらに必要なサポートの内容を深めたり、新しく対応することを模索・検討できないか。</p> | <p>ご指摘のようなデータの分析は介護サービスのために重要であり、計画への反映よりは1人1人の要介護度の認定調査またはケアプラン作成のために活用すべきものと認識しております。</p>  |
| 4 | <p>後期高齢者の中には、IT化に対応できない場合や視覚・聴覚・触覚の低下等で社会のIT化に戸惑い、引きこもりのきっかけになる場合も見受けられ、操作講習だけではサポートとして不十分ではないか。</p>   | <p>区としてはITに不得手な人でも不利にならないよう、紙ベースでの広報や通知、対面や電話での相談対応などを継続していきます。また、IT機器の操作方法を含め、さまざまなことを気軽に相談できる相談会を開催するなど、地域で支え合う取組を進めていく中で、引きこもりやフレイルなど一人一人の健康状態に見合った支援を行っていきたいと思います。</p> |